令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

89

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

04 雇用 劳働

提案事項(事項名)

会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立

提案団体

徳島県、所沢市、京都府、京都市、堺市、神戸市、高知市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

会計年度任用職員(パートタイム)への勤勉手当支給を不可とする地方自治法の改正及び会計年度任用職員への勤勉手当は支給しないことを基本とすべきとする総務省通知の見直し

具体的な支障事例

【現行制度について】

パートタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号)は、地方自治法上、勤勉手当を支給できる規定がなく、また、フルタイム会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第2号)も、総務省から示されている「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」において、勤勉手当は支給しないことを基本としている。

【支障事例】

会計年度任用職員は、新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした公務の運営にあたり、欠かすことのできない存在であるが、法律上の制約等により勤勉手当が支給されておらず、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員との間に不均衡が生じている(国の非常勤職員については、給実甲第1064号において、「職務、勤務形態等が常勤職員と類似する非常勤職員に対する当該給与については、常勤職員に支給する期末手当及び勤勉手当に係る支給月数を基礎として、勤務期間、勤務実績等を考慮の上支給すること」としている。)。同一労働同一賃金の原則を踏まえ、常勤職員に準じた給与制度とすることで、こうした不均衡を解消し待遇改善に繋げる必要がある。

また、人事院勧告や人事委員会勧告による賞与の支給月数の改定は、民間の支給状況等を踏まえ、引上げの場合は勤勉手当に反映し、引下げの場合は期末手当に反映する形がとられている。人事院勧告等に準じて会計年度任用職員の賞与の支給月数改定を行っている団体の場合、人事院勧告等による賞与の引上げ分が勤勉手当に配分されると、配分先となる勤勉手当の仕組みが整備されていない会計年度任用職員の賞与の引上げが行われないこととなる。

【支障の解決策】

会計年度任用職員に対し、常勤職員に準じた勤勉手当が支給できるよう議論を加速し、地方自治法の改正及び総務省通知を見直すなど諸制度を整備すべきと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

会計年度任用職員の給与と、国及び地方の常勤職員や国の非常勤職員の給与とで均衡を図り、待遇改善を行うことにより、会計年度任用職員の人材確保や会計年度任用職員の意欲向上といった効果が見込まれ、ひいては行政サービスの向上に資するものと考える。

根拠法令等

地方自治法第 203 条の2、(平成 30 年 10 月 18 日総行公第 135 号、総行給第 49 号、総行女第 17 号、総行福 第 211 号、総行安第 48 号各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長、各指定都市議会議長、 各人事委員会委員長あて総務省自治行政局公務員部長通知)会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務 処理マニュアルの改訂について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、荒川区、長野県、広島市、徳島市、鳴門市、吉野川市、美馬市、海陽町、高松市、熊本市

- 〇人事院勧告等による賞与の支給月数の改定が引上げは勤勉手当、引下げは期末手当に反映されるため、会計年度任用職員の賞与は下がる一方である。
- 〇提案団体と同様に常勤職員との待遇差の改善は必要と考える。また、議会や職員団体等からも同様の要望は多い。一方で、勤勉手当の性質からも個々の評価が必要となるため、職責や評価手法の整理については丁寧な議論が必要と考える。
- 〇制度導入にあたっては、財政負担増加に対する財源措置とともに、支給方法等について地方の意見を踏まえたものとしていただきたい。

各府省からの第1次回答

動勉手当の支給に関しては、国の期間業務職員への期末・勤勉手当の支給に係る各省庁の最近の運用状況 等も踏まえ、検討すべき課題と認識しており、会計年度任用職員制度の創設に当たり地方公共団体との意見交換等を行った経緯も考慮し、まずは、検討すべき事項について地方公共団体の意見を伺うこととする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国の期間業務職員については、昨年7月に人事院の指針が改正される等、勤勉手当の支給が促進されているところである。会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立に向け、地方公共団体の意見を速やかに聴取いただき、積極的な検討をお願いしたい。なお、制度設計にあたっては、地方の声を十分反映するよう、併せてお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国の非常勤職員に勤勉手当が支給されていること等を踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当が支給できるよう、法令等を見直すこと。

なお、勤勉手当の支給により新たに必要となる経費や運用面での影響について必要な措置を行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

第1次ヒアリングにおいて、地方公共団体の意見を伺うとの説明があったが、地方公共団体からはどのような意見があったのか。

会計年度任用職員への勤勉手当の支給に関して、検討の進捗状況や方向性、今後のスケジュールについて、 第2次ヒアリングにおいて具体的に示していただきたい。

各府省からの第2次回答

勤勉手当の支給に関しては、国の期間業務職員への期末・勤勉手当の支給に係る各省庁の最近の運用状況 等も踏まえ、検討すべき課題と認識しており、会計年度任用職員制度の創設に当たり地方公共団体との意見交 換等を行った経緯も考慮し、現在、検討すべき事項について地方公共団体の意見を伺っているところである。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省、法務省 第2次回答

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

登記所から都道府県に直接通知されることとされた登記の情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加

提案団体

北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

地方税法施行規則第 15 条の5の3に、地方税法第 382 条第1項の規定を同法同条第2項において準用する場合であって、かつ、同法第 73 条の 20 の2の規定に基づき当該市町村を包括する道府県の知事に通知するときには、土地については登記所が保有している固定資産評価額を、建物については登記所が保有している固定資産評価額及び建築年月日を追加すること。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

令和元年地方分権改革に関する提案募集における「不動産取得税の課税資料として、登記所からの不動産登記情報の電子データ提供を可能にする」との提案を受けて、令和4年度税制改正にて、令和5年4月1日から、登記所から都道府県への登記済通知書の直接送付が行われることとなった。

【支障事例】

今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったものの、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はできないことから、不動産取得税事務に関する市町村及び都道府県の事務負担の大きさは変わらない。

当市所在都道府県内では、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知しており、市町村の事務に多大な負担が生じている。また、都道府県によっては、都道府県が自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施しなければならない場合もあり、事務に多大な負担が生じている。

【制度改正の必要性】

自ら登記の情報及び不動産の固定資産評価額を把握する事務を実施している県の中には、この事務に年間延べ 700 日、2,200 人以上の労力を要しているところ、提案が実現した際には、この労力を削減することができると見込まれる県がある。

また、当市をはじめとした、市町村が、登記所から受けた登記の情報の通知に、当該不動産の固定資産評価額や建築年その他参考事項等を加えて、都道府県へ通知することとしている市町村についても、提案が実現した際には、この労力を削減することができる。

さらに、新築又は中古の住宅及び住宅用の土地に係る特例措置(地方税法第73条の14第1項、同法同条第3項及び同法第73条の24第1項から第3項)の適用については、令和4年度税制改正にて、都道府県が当該特例措置の要件に該当すると認める場合には、納税義務者からの申告がなくとも当該特例措置を適用することができるようになったことから、提案が実現した際には、課税前に都道府県が当該特例措置の要件に該当するか否かを確認することができるようになるため、納税義務者の手続き負担の軽減が図られるとともに、申告受理事務や税額更正及び還付事務を削減することができる。

以上から、国及び地方を合わせて、国全体としての行政コストを最小化するという観点及び納税義務者の手続

き負担の軽減を図るという観点から、本件支障の解消を早急に実施すべきと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村及び都道府県相互の事務負担及び納税義務者の手続き負担の大幅な軽減が図られる。また、不動産取得税の課税等の事務については、従前の紙媒体中心の事務から、登記所から都道府県へ提供される不動産登記情報の電子データを中心とした事務になり得ることなどから、地方税の分野における更なるデジタル化を促進することに寄与する。

根拠法令等

地方税法第 73 条の 14、地方税法第 73 条の 20 の2、地方税法第 73 条の 24、地方税法第 382 条、地方税法 施行規則第 15 条の5の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、室蘭市、北見市、網走市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、別海町、森町、青森県、岩手県、花巻市、遠野市、紫波町、山形県、いわき市、茨城県、八王子市、十日町市、富山県、石川県、福井市、名古屋市、豊橋市、豊田市、常滑市、大阪府、枚方市、柏原市、兵庫県、加古川市、南部町、出雲市、山口県、周防大島町、さぬき市、愛媛県、宇和島市、八幡浜市、愛南町、熊本市、都城市、西都市、門川町

- 〇当市においては、不動産取得税にかかる評価額等の照会に対する回答事務の負担が軽減される。それにより、本来の課税事務に集中することができる。
- 〇毎月、市町村に出向き固定資産台帳の閲覧調査や郵送による価格等照会調査を行っている。閲覧調査では必要事項を手で書き写すため、職員にとって正確性を強く求められることによる負担が大きいこと、価格等照会では市町村職員に同様の負担をかけているのが実態であることから、登記の情報に固定資産評価額が追加されることにより、都道府県と市町村職員の負担軽減が可能となる。また、令和4年度税制改正により、住宅の特例措置(地方税法第73条の14第1項及び第3項並びに同法第73条の24第1項から第3項)の適用を客観的に認めるために、都道府県は要件の1つである建築年月日を必要とするため、これが追加されることにより、課税前に都道府県が当該特例措置の適用が判断できる範囲が広がる。
- 〇年間 180 時間ほど労力を割いており、データの集積により軽減できる労力である。
- 〇現在当市では、都道府県が不動産の固定資産評価情報をメールや直接当市への来庁により把握している。 このため、要望のとおりになれば、都道府県が当市に対し調査する事項が軽減されるため事務の効率化につな がると考えられる。
- 〇当町においても登記済通知書を振興局に送付する際、固定資産税評価額を付して資料を送付しており、業務量の増大を招く一因になっている。登記所から都道府県に直接登記済通知書情報が提供されるのと合わせて、登記所が保有している固定資産税評価額も提供されれば、当町税務課の業務軽減につながることが期待できる。
- 〇現行の登記の情報のみの提供では、不動産取得税の課税等はできないことから、不動産取得税事務の担当者が、市町村の固定資産税課税部署へ来庁の上、直接照会を行っており、回答する市町村側でも相当の事務時間を費やしている。既に多くの市町村が、地方税法第 422 条の3に基づく通知(評価額通知)を、紙媒体と併せて電子データで登記所へ送信しており、登記所側で当該データを活用することによって、本提案は実現可能と考える。また、地方税法第 422 条の3に基づく通知についても、提供手段を電子データのみに変更し、地方税の賦課徴収に係る事務のデジタル化の推進を実現すべきと考える。
- 〇当県においては今後登記済通知データの活用について検討することとなるが、固定資産課税台帳の内容(特に評価額)については情報がないため、当該データだけでは不動産取得税の課税はできない。本提案が実現すれば県内市町に負担をかけることなく、なおかつ当県の不動産取得税担当職員の負担を軽減することができる。
- 〇県から当市に対する固定資産評価額に係る照会が無くなることから、当市業務の負担軽減が図られる。
- ○登記所からの通知では、固定資産価評価額および建築年月日の情報が得られず、別途調査が必要である。

各府省からの第1次回答

提案中の支障事例に、「今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったもの

の、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はできない」とあるが、まず前提として、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)における地方税法第 73 条の 20 の2を新設した趣旨は、不動産取得税の課税の端緒となる情報として、不動産の取得に係る登記の情報を通知するというものであり、当該通知を用いて課税額の算出を行うことを想定したものではない。

そもそも、固定資産税評価額は、法務局が登記情報として保有する情報ではなく、登録免許税の算出のために 市町村や申請人から提供を受けることにより知り得ている情報にすぎず、法務局において管理している情報で はなく、また、法務局において当該評価額の真正性を担保することができないことから、登記情報と固定資産税 評価額情報を関連付けて提供することは困難である。

なお、都道府県が課税主体である不動産取得税は、固定資産税と同様に、適正な時価を課税標準とするとともに、固定資産評価基準によって評価額を決定するものである。そのため、現行制度においては、固定資産課税 台帳に評価額が登録されていない不動産については都道府県が評価額を決定して市町村に通知し、固定資産 課税台帳に評価額が登録されている不動産については市町村が都道府県に評価額を通知することとしている。このように、市町村と都道府県が相互に評価額を通知し合うことで、適切かつ効率的に不動産取得税及び固定 資産税の課税を行う仕組みとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の対象である承継取得分に関する固定資産評価額については、地方税法第 422 条の3に基づき、市町村から登記所へ全件通知されるとともに、固定資産評価額に修正が生じた場合においても市町村から登記所への通知がなされており、登記所は登録免許税の算定時において地方税法第 422 条の3に基づく通知による固定資産評価額を使用しているのではないか。

さらに、現に都道府県によっては、都道府県が登記所へ臨場して登記情報と固定資産評価額を閲覧して、不動産取得税事務を実施しているなど、不動産取得税の課税主体は都道府県であることから、そもそも登記所で保有している情報を都道府県へ渡すことについて、真正性の担保が必要である理由をお示しいただきたい。当市としては、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針(令和2年12月18日閣議決定)において、「市町村長から登記所への通知(地方税法422条の3)がオンラインで行われる場合における登記官による登録免許税の額等の調査(登録免許税法26条1項)については、当該通知のオンラインによる全国的な実施状況等を踏まえつつ、当該通知により得た固定資産評価額の電子データにより行う仕組みの構築等必要な措置を講ずる。」としていることは承知しているが、遅くてもこのタイミングで実現は可能と考えられることから、実現に向けて、積極的な検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道》

家屋の建築年月日については、法務局において管理している情報であることから、登記情報と合わせて提供いただくことができるものと考える。

【豊田市】

都道府県宛の地方税法第73条の18第3項の規定に基づく不動産の取得の事実の通知及び同法第73条の22の規定に基づく固定資産税課税台帳に登録された不動産の価格等の通知については、税務システム等標準仕様書に規定された事項であるが、システム稼働まで3年余あり、その間においては支障事例が解消されない。また、システム導入にあたり、市町村において多額の財政支出を伴うこと、各ベンダーにおいて人的リソース確保に苦慮している現状を鑑みるに、令和8年度の一斉稼働に対し、懐疑的な見解も一部あることから、地方税法第422条の3に基づく通知をデータとして提供を受けており、当該データの活用が見込める登記所については、その間、固定資産評価額及び建築年月日情報の追加を行い、事務負担の緩和を図られたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

令和8年度を目途に移行することとされている固定資産税に係るシステム標準化及び令和8年度中に予定されている地方税ポータルシステム(eLTAX)の改修により市町村から都道府県への通知に係るオンライン化が進め

ば、提案団体の支障事例は解消されるのか。

仮に解消され、地方公共団体の事務負担が軽減されるのであれば、第2次ヒアリングにおいて資料等を用いて 具体的に示していただきたい。

令和8年度までの期間においても、地方公共団体の負担軽減を図るため、何らかの措置を講じることは考えられないか。

各府省からの第2次回答

現在、地方税法第73条の22の規定に基づく市町村から都道府県への固定資産評価額等の通知(以下「価格等の通知」という。)について電子化の取組みを進めている。

具体的には、地方団体のシステム標準化に伴い、本年8月31日に「税務システム標準仕様書【第2.0版】」を策定し、当該仕様書の中で、価格等の通知の通知項目として固定資産評価額や建築年月日等を定めるとともに、これらの情報をCSV形式で出力する機能を実装必須機能として要件化した。

このシステム標準化は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、目標時期である令和7年度までに、原則全ての市町村が標準仕様書に準拠したシステムに移行することされていることから、令和8年度から原則全ての市町村は価格等の通知を CSV 形式で出力することが可能となる見込みである。

その上で、地方税共同機構において、令和8年秋にリリース予定の次期 eLTAX 更改のタイミングにあわせて、 価格等の通知のオンライン化も検討されているところである。

このように、今後、システム標準化や市町村と都道府県との間の通知のオンライン化を進めることによって、市町村と都道府県双方の事務負担軽減を図ってまいりたい。